

平成十四年法律第一百五十六号

放送大学学園法
放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）
の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 放送大学学園（第三条・第十一条）
- 第三章 雑則（第十二条・第十九条）
- 第四章 罰則（第二十条・第二十一条）
- 附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、放送大学の設置及び運営に
関し必要な事項を定めることにより、大学教育
の機会に対する広範な国民の要請にこたえると
ともに、大学教育のための放送の普及発達を図
ることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、「放送大学」とは、
放送大学学園が設置する大学をいう。

2 この法律において、「放送」とは、放送法
(昭和二十五年法律百三十号) 第二条第一
号に規定する放送（同条第二十号に規定する放
送局を用いて行われるものに限る。）をいう。

第二章 放送大学学園

第三条 放送大学学園は、大学を設置し、当該大
学において、放送による授業を行うとともに、
放送大学学園が設置する学校法人による授業等を行
う。（目的）

第四条 放送大学学園は、次に掲げる業務を行
う。（業務）

（私立学校法（昭和二十四年法律第三百七十号）
第三条に規定する学校法人をいう。）とする。

第五条 放送大学を設置し、これを運営すること。
2 放送を行ふことはできない。（役員）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、放
送大学学園の役員となることができない。
一 国家公務員（教育公務員で政令で定めるも
の及び非常勤の者を除く。）

- 二 放送法第三十三条第三項第一号又は第五号
から第七号までに掲げる者
- 三 電波法（昭和二十五年法律百三十一号）
- 第五条第三項各号に掲げる者

2 電波法第五条第一項第一号及び第二号に掲げ
る者は、放送大学学園の理事となることができる
ない。

（補助金）

第六条 国は、予算の範囲内において、放送大
学園に対し、第四条第一項に規定する業務に要
する経費について補助することができる。

2 前項の規定により国が放送大学学園に対し補
助する場合においては、私立学校振興助成法
(昭和五十一年法律第六十一号) 第十二条から第
十三条までの規定の適用があるものとする。（事業計画）

第七条 放送大学学園は、毎会計年度の開始前
に、主務省令で定めるところにより、その会計
年度の事業計画を作成し、主務大臣の認可を受
けなければならない。これを変更しようとする
ときも、同様とする。（借入金）

第八条 放送大学学園は、弁済期限が一年を超
える資金を借り入れようとするときは、主務大臣
の認可を受けなければならない。（重要な財産の譲渡等）

第九条 放送大学学園は、主務省令で定める重
要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保
に供しようとするときは、主務大臣の認可を受
けなければならない。（主務大臣への書類の提出）

第十条 放送大学学園は、主務省令で定めるところ
により、毎会計年度終了後三月以内に、その
終了した会計年度に係る私立学校法第三百三十
条に規定する計算書類及びその附属明細書に
同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付し
て、主務大臣に提出しなければならない。

（私立学校教職員共済法の特例）

第十一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年
法律第二百四十五号）以下この条において「共
済法」という。の退職等年金給付に関する規
定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法
律第二百二十八号）第二百二十四条の二又は地方公
務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五
二号）第二百四十条の規定の適用を受ける放送大
学園の職員については、適用しない。ただ
し、当該職員が国家公務員共済組合法第二百二十
条（解散等）

四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組
合法第二百四十条第二項第一号の規定に該当する
に至ったときは、この限りでない。

2 文部科学大臣は、放送大学学園に対し、前項
の規定により読み替えて適用する私立学校法第
百九条第三項若しくは同法第二百二十六条第三項
の規定により共済法の退職等年金給付に
関する規定を適用しないこととされた放送大学
学園の職員の共済法による掛金の標準報酬月額
及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める
範囲内において、共済規程（共済法第四条第一
項に規定する共済規程をいう。）で定める。

2 前項の放送大学学園の職員に関する共済法の
規定の適用については、共済法第二十七条第一
項中「掛け金及び加入者保険料（厚生年金保険
料（昭和二十九年法律百十五号）第八十二条第
一項の規定により加入したる被保険者及び当該
被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生
年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）
」とあり、同条第二項中「掛け金及び加入者保
険料（以下「掛け金等」という。）」とあり、並びに
共済法第二十八条第二項、第三項、第五項及び
第六項、第二十九条第一項、第二十九条の二、
第三十条第一項及び第三項から第六項まで、第
三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並び
に第三十四条第三項中「掛け金等」とあるのは
「掛け金」と、共済法第二十九条第二項中「及び
厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛け
金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金
保険法による標準賞与額に係る掛け金等」とある
のは「に係る掛け金」とする。

（残余財産の帰属の特例）

第十四条 放送大学学園が解散した場合におい
て、残余財産があるときは、私立学校法第二十
三条第三項及び第二百二十五条の規定にかかる
ず、当該残余財産は国に帰属する。（主務大臣及び
財務大臣）

第十五条 この法律における主務大臣は、文部科
学大臣及び総務大臣とする。（主務大臣及び主
務省令）

第十六条 放送大学学園は、次の場合には、財務大臣
に協議しなければならない。（報告及び検査）

2 この法律における主務省令は、主務大臣の發
する命令とする。（財務大臣との協議）

第十七条 次に掲げる法律の規定は、放送大学学
園においては、適用しない。（他の法律の適用除外）

一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百
二十八号）第十九条の規定

二 理科教育振興法（昭和二十八年法律第二百八
十六号）第九条の規定

三 私立大学の研究設備に対する国の補助に關
する法律（昭和三十二年法律第十八号）第二
条の規定

四 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十
八号）第三十三条第二項の規定

五 激甚災害に對処するための特別の財政援助
等に関する法律（昭和三十七年法律第二百五十
号）第十七条の規定

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪
搜査のために認められたものと解してはならな
い。（立入検査）

六 私立学校振興助成法第四条の規定

第十三条 放送大学学園の解散に關する私立学校
法第二百四十五条の規定の適用を受ける放送大
学園の職員については、適用しない。ただ
し、当該職員が国家公務員共済組合法第二百二十
条（解散等）

附 則（令和五年五月八日法律第二
二〇一五）